

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月24日（金）午後1時30分から午後4時
2. 開催場所 羽生市役所 3階 301会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画（案）について
（埼玉県農地中間管理機構に対する賃借権設定）
議案第5号 農用地利用集積計画（案）について
（埼玉県農地中間管理機構に対する使用賃借権設定）
議案第6号 農用地利用集積計画（案）について（賃借権設定）
議案第7号 農用地利用集積計画（案）について（使用賃借権設定）
議案第8号 農用地利用配分計画（案）について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗原 繁
事務局次長 野口 武士
主任 高見 直輝（書記）

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、2月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	10番 為ヶ井晴一委員、11番 川田英之委員のご兩人にお願い
	します。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果	
報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号99号では、申請農地は、昨年、12月の定
	例会でご報告いたしました、農地中間管理機構が行う事業で、一旦、
	機構が申請農地を買受、その後、耕作者へ売買するものです。譲受
	人は羽生市と行田市で耕作を行っている方です。申請農地は、譲受
	人の自宅から、約300mの場所に位置しております。申請の事由は、
	農業経営の拡張で問題ないと思われま
	す。受付番号100号では、
	譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ売買を行うものです。申
	請農地は、譲受人の自宅から、約200mの範囲に位置しております。
	申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま
	す。受付番号
	101号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ売買を行
	うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約300mに位置して
	おります。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま
	す。受付番号102号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ
売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約200mに	
位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思	
われま	
す。受付番号103号では、譲渡人は耕作が難しいことから、譲受人へ	
売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、約	
2.5kmに位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で問題	
ないと思われま	
す。受付番号104号では、譲渡人は耕作が難しい	
ことから、譲受人へ贈与を行うものです。申請農地は、譲受人の自	
宅から、約50mに位置しております。申請の事由は、農業経営の拡	

	張で問題ないと思われます。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当してないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
1番	受付番号99号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いなことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。
1番	受付番号100号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いなことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。
8番	受付番号101号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いなことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを

	履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
11番	受付番号102号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけることを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
7番	受付番号103号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけることを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
6番	受付番号104号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけることを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。た

	だいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
推進委員	104号の贈与について税関係について教えてほしい。
事務局	贈与税は国税となりますが、110万円までが非課税となると思われ れます。 (発言なし)
議長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
(議案第2号)	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。 (起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号105号では、敷地を拡張するものです。農業用物置の建替えにあたり、敷地の調査をしたところ、農地であることが判明しました。そのため、農家住宅敷の拡張として申請するものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。 また、農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
5番	受付番号105号について調査報告いたします。 まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読) 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は、(詳細に説明)です。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 私は、農業をして生活を営んでおります。今まで使用していた農業用物置が老朽化してきたので取壊しを行いました。そのため、現在収納スペース不足で生活が不便となっており、新たな農業用物置の建築を計画しておりました。その際、法務局・市役所で調査したところ申請地が農地であることを知りました。本申請の件、よろしく お願い致します。

	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第3号)	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。106号では、住宅敷地を拡張するものです。譲受人と譲渡人は夫婦です。現在、息子夫婦と生活しております。今の住まいも手狭になりつつ、また老朽化が目立つようになり、隣接している夫の農地を住宅敷地に拡張して、建て替えを計画しました。なお、既存宅地面積は、315㎡で、申請農地を含めた敷地拡張後面積は、499㎡となります。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。107号では、住宅の建築を計画しております。譲受人は、東京都西東京市に事務所を置き、主に不動産業を行っている法人です。申請農地は、国道へのアクセスがよいため、車での交通の便に優れ、また小学校も近くにあり、とても住環境が良く、需要が見込めることから、今回、住宅4棟の建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから、建売住宅の申請を行うものです。なお、隣接した宅地と合わせた住宅建築の計画となっており、隣接宅地面積は、1185㎡で、申請農地を含めた計画面積は、1355㎡、1区画あたり、約339㎡となります。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。108号では、住宅の建築を計画しております。譲受人は、行田市に事務所を置き、主に不動産業を行っている法人です。申請農地は、既存住宅に介在し、大型ショッピングモールへのアクセスの良さなど、住環境が良く、需要が見込めることから、今回、住宅7棟の建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから、建築条件付売買予定地の申請を行うものです。なお、隣接した宅地と合わせた住宅建築の計画となっており、隣接宅地面積は、345㎡で、申請農地を含めた計画面積は、2276㎡、1区画あたり、約

325㎡となります。農地の区分については、「第2種農地」と判断
しました。109号では、駐車場を設けるものです。譲受人は、東京
都に本社を置き、主に食品の包装製造及び製品の物流を行っている
法人です。このほど、工場敷地内の従業員駐車場に新たな工場を計
画しております。そのため新工場の従業員150名分の駐車場が必要
となり、今回、駐車場敷として申請するものです。農地の区分につ
いては、「第2種農地」と判断しました。110号では、自己用住宅
を設けるものです。譲受人と譲渡人は親子です。譲受人は、アパー
トで生活しており、部屋が手狭になり自分達の家を持ちたいと考え
ました。申請農地は母の所有地で、子供が通う小学校も変えること
なく、現在の生活に大きな影響もないことから、今回、自己用住宅
敷として申請するものです。農地の区分については、南羽生駅から
300m以内にある地域内の農地で「第3種農地」と判断しました。
111号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、アパートで
生活しており、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地
は、須影小学校や大きな商業施設が近くにあり、住環境が整った場
所でとても利便性が良く、今回、自己用住宅敷として申請するもの
です。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
112号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、アパートで
生活しており、子供の成長に伴い、アパートが手狭になり、自分達
の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、譲受人の妻の実家
に近く、また須影小学校も近くにあり、住環境が整った場所である
ことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区
分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の
区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の
転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷
であるため、農地法施行規則の例外に該当し、許可相当になるもの
と思われます。113号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人
は、アパートで生活しており、家財道具が増え、アパートが手狭に
なり、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、実家
に近く、大型商業施設へのアクセスもよく、住環境が整った場所
であることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地
の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の
転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷
であるため、農地法施行規則第33条第4号の例外に該当し、許可相
当になるものと思われます。114号では、保育所を設けるものです。
譲受人は、羽生市になります。公立保育所の再編計画に即し、老
朽化による建替えと低年齢児の受け入れのニーズに対応するため、
下新田にある第6保育所と下岩瀬にある第7保育所を集約した園舎の

	<p>新設を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、保育所敷として申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が保育所敷であるため、公益性が高い事業に該当し、許可相当になるものと思われます。115号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、栃木県佐野市に事務所を置き、太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行なうものとなっています。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。116号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、アパートで生活しており、家財道具が増え、手狭となったため、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、市街化区域に近接した場所で、近くに</p> <p>小学校やスーパーが近くにあり、住環境が整った場所でもとも利便性が良く、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、 駅から500m以内にある地域内の農地で</p> <p>「第2種農地」と判断しました。117号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、アパートで生活しており、家族も増え、現在のアパートでは手狭となったため、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、譲受人の勤務先である加須市に近く、住まいとなった場合、現在の生活環境に大きな影響はない場所であり、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。117号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、アパートで生活しており、家族も増え、現在のアパートでは手狭となったため、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、譲受人の勤務先である加須市に近く、住まいとなった場合、現在の生活環境に大きな影響はない場所であり、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。</p> <p>また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
9番	<p>受付番号106号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書</p>

	<p>類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私は、現住所地で夫と昨年11月より息子夫婦と4人で生活しております。その住まいも建築後46年が経ち修繕や増築等重ねて参りましたが、老朽化が目立ってまいりました。そこで夫所有の隣接地を敷地拡張に使用し建替えをしたく農地法5条許可及び開発許可を申請したいと思いました。将来、手狭になるのが容易に想像できるため、時期を考えますと年齢を考えできる内に建替えをしておきたいと今しかないと決断いたしました。そこで現在の住まいは改築後取り壊し、申請建物の南側なので庭敷および駐車場として利用したいと思えます。なお、私たちは市街化区域に土地・建物の所有はありますが、私の仕事場である として使用し、建築できる土地・建物はありませぬ。どうか諸事情を考慮しご許可くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
9番	<p>受付番号107号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般、弊社は申請地に戸建て分譲住宅を計画しております。住宅敷地としての環境が良好であったため。土地購入価格が弊社の予定価格と合致したため。以上の理由から本地を選定し、建築計画を致しましたので、何卒、お取り計らいいただけますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
1番	<p>受付番号108号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は行田市に本社を置き、建売住宅の建築・販売を行っています。</p> <p>このたび、建築条件付売買予定地として住宅を7棟建設したく申請します。既存集落内に存し、駅が徒歩圏内であるため住宅地として環境良好な好適地です。また南方面には国道122号線行田バイパスがあるため、ショッピングモールなどにもアクセスしやすいことも</p>

	あり、近隣にも住宅が新築されお客様からの需要が高いため選定いたしました。また、市街化区域や市街化調整区域非農地でも検討しましたが、適地がありませんでした。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
8 番	受付番号109号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社はグループ企業の1企業です。弊社は1951年創業で、食品パッケージングを専門とし、自社デザイン、製版や配送部門を有すると共に、印刷過程から製袋過程を同一工場内で完結して様々な食品会社へ納品をしております。埼玉県では、昭和39年に北本市に工場を建築し、第二工場を平成3年に建設しております。羽生市内の工場は、埼玉第三工場として平成18年に建設・操業をいたしております。
	現在社員数700名で、軟包装材（パッケージ）の製造及び製品の物流を業務としております。このたび、埼玉第三工場（羽生工場）の敷地内に工場を増築すべく検討を開始し、新工場の設計も纏まり、本年4月より工場を増築工事を開始する運びとなりました。増築工場予定地は、現在従業員の駐車場として利用しておりますことから、新工場を増築計画時より従業員駐車場の用地を近隣で探してまいりましたが、近くには
	店舗、物流倉庫等がある関係からなかなか駐車場用地が見つからず苦慮しておりました。現在、羽生工場の従業員は216名です。その内車通勤者は198名になります。羽生工場は、24時間操業、2交代制で業務を行っており、事務方等通常勤務者を除くと、従業員の駐車場として150台の確保が必要になります。さらに新工場が完成し操業開始になりますと、新工場の従業員も150名程の増員が予定されております。しかし、従業員駐車場に関しては現在使用している工場内の従業員駐車場が使いえなくなることから、現在の駐車場台数分の確保が最優先課題とし取り組んでまいりました。今回、ようやく羽生工場の近くに於いて駐車場用地として協力いただける運びとなりましたので申請をいたすものです。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
8 番	受付番号110号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。

	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在借家で生活しており、子供が大きくなるにつれ荷物が増え、現在の貸家が手狭になってきたため新築したいと考えました。このことを母親に相談したところ、母親が所有する土地に新築することの了承を得たため、このたび申請いたします。現在の居住地に近く、母親がいる実家から徒歩3分ほどの近さにあることや子供が通う小学校も変わることがないため。またこの土地以外に母親が所有する土地はこの土地を含め、優良農地しかなく青地の除外申請を受け、今回の申請地が適地である判断を頂いた。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
7番	受付番号111号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在私たちは、現住所地に住んでいて勤務先が群馬県大泉町の とさいたま市の に共に車通勤しています。約2年近く住み、生活環境に慣れたことから将来を考え専用住宅を建設するため近隣の市街化区域で土地を探しましたが見つからず範囲を市街化調整区域に広げ探したところ本申請地を見つけ申請に及ぶものです。なお、本申請地は保育園・小学校も近く、また近隣に商業施設が多くあり、将来何かと便利な場所ですので何卒ご許可下さいますようお願い致します。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
10番	受付番号112号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在私は、現住所地に妻と子供の3人で住んでいます。子供が大きくなり現在の住居が手狭になったので住宅を建設することを決めました。そこで、妻の実家が にあるため 近隣の市街化区域で土地を探しましたが見つからず、範囲を調整区域に広げ探したところ本申請地を見つけ申請に及ぶものです。なお、本申請地は妻の実家に近く、また小学校も近くにあり、将来何かと便利な場所ですので何卒ご許可下さいますようお願い致します。

	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
10番	受付番号113号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は現在住所地で妻とともに家族2人でアパート暮らしをしています。しかし、私たちの将来を見据え、早めに独立した戸建ての住宅を構えたく考えるに至りました。また、縁あって実家近くである本件申請地を購入することができましたので、住宅の建築計画を進めることができるようになりました。つきましては、各種手続きに当たり本許可申請を行う次第です。以上、私共の意をおくみ頂き、またご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
11番	受付番号114号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	羽生市の公共施設は、建築後30年以上経過した建物が76.4%を占めており、老朽化が進んでおります。今後、約40年間で施設の大規模改修及び更新に約620億円と推計され、厳しさを増していく財政状況の中、中長期的な視点から施設総量の適正化や効率的な施設配置を進めていくため、「羽生市公共施設等総合管理計画」を策定しました。特に、公立保育所は老朽化した施設が多く、今後、乳幼児数の減少が予想される中、羽生市の規模に即した保育所の再編が必要となっております。現在、羽生市の公立保育所は5施設あり、第一保育所、第三保育所、第四保育所が羽生駅の東側に、第六保育所と第七保育所が駅の西側にあり、将来的な計画では、公立保育所は駅の東側に1施設、西側に1施設にする計画で、リーディングプロジェクトに基づき再編に取り組み、第四保育所を令和5年4月に休所します。また、第六保育所は築年数50年が経過し、園児の在所率が低い状況にあるため、近隣にある昭和50年に建てられた第七保育所と集約して、低年齢児の受け入れニーズに合った施設規模で園舎の新設を計画しております。園舎の新設にあたっては、現在、第七保育所に通っている園児を預かりながら、預けているご家庭に負担をかけずに、そして、園児の約60%は周辺にお住まい

	<p>の方が利用していることから、第七保育所から近い場所を候補地とし、昨今、園児の通園や散歩などで痛ましい事故が起こっていることを考慮し、保護者が安心して送迎ができるなど園児の安全を確保するため、道路等の状況を勘案して土地を選定しました。今後の新設保育所の開所スケジュールとしましては、令和5年3月に開発手続きをし、各種手続きが順調に進捗した場合、同年5月から11月まで土地造成工事を行います。令和6年4月に新設保育所の建物工事に着手する予定で、令和7年4月の開所を目指しております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
5番	<p>受付番号115号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は2013年の創業以来、数多くの再生可能エネルギー発電事業に携わってまいりました。今後も北関東を中心に埼玉県、長野県も視野に入れた地域で太陽光発電事業を展開していくことを予定しております。埼玉県東部に位置する当該用地は平坦地であり、羽生市の水道課所管の排水施設もそれほど発電に影響を及ぼさず、他周辺に日照を遮るような建物は存在しないことから、太陽光発電事業を行うにあたり非常に優れた業績を期待できると考えております。2012年に始まった電力固定買取制度が転換期を迎える中、政府は2050年のカーボンニュートラル社会実現を宣言いたしました。さらに2030年度までには温室効果ガスの46%削減も目標に掲げており、制度が変われど再生可能エネルギーの重要性は以前にも増して高まってきております。弊社は本事業を推進していくことで社会が目指すCO2削減や温暖化防止にわずかながらも寄与できると考えており、当該用地に農地転用許可を賜りたく、ここに申請する次第であります。何卒、よろしく願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
2番	<p>受付番号116号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私たちは羽生市内のアパートで生活をしておりますが、このたび結婚することになり、現在のアパートでは手狭となるため、新</p>

	<p>しい住宅を建築したいと考え建築可能な土地を探しておりました。</p> <p>私たちの勤め先が行田市内であり、また妻の実家が羽生市内であることもあり、現在の通勤時間とあまり変わらず、私と妻と来客用で駐車スペースを3台確保できるような土地を羽生市内で探していたところ、今回、希望していた条件に合致する土地を譲って頂くことになりました。こちらの土地であれば、通勤時間もそれほど変わらず、また妻の実家からも近く今後の生活にも不安もないため、ぜひこちらの土地に住宅を建築させていただきたいと考えております。何卒ご許可願いたくよろしくお願いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
6番	<p>受付番号117号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在私たちは市内のアパートで生活しておりますが、昨年子供が産まれたこともあり、現在のアパートでは手狭となるため、新しい住宅を建築したいと考え建築可能な土地を探しておりました。私の勤め先が加須市内であり、また私の実家も羽生市内であることもあり、現在の通勤時間とあまり変わらず、私と妻と来客用で駐車スペースを3台確保できるような土地を羽生市内で探していたところ、今回、希望していた条件に合致する土地を譲っていただけることになりました。こちらの土地であれば、通勤時間もそれほど変わらず、また妻の実家からも近く、子供の世話をさせていただくにも非常に便利であるため、ぜひこちらの土地に住宅を建築させていただきたいと考えております。何卒ご許可願いたくよろしくお願いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑ご発言を願います。</p>
1番	<p>108号の建築条件付売買予定地について建売住宅との違いを教えてください。</p>
事務局	<p>建築条件付売買予定地は、いくつかの条件がつくが、宅地の分譲販売をすることができる申請です。その条件は土地購入者が3ヶ月以内に建物の契約をしなければ土地の売買契約が解除となることや土地のすべてを販売できないときは、譲受人は建物を建築しなければならないというものです。</p> <p>（発言なし）</p>
議長	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。</p>

(議案第4号) (議案第5号)	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構分の賃借権設定)及び議案第5号 農用地利用集積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構分の使用貸借権設定)は、関連があることから一括して、事務局からの説明を求めます。ただし、議案第4号及び議案第5号については、農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定による議事参与の制限等に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、議案第4号では、「委員」、「推進委員」が、議案第5号では、「推進委員」の退席を求めることとなります。
	事務局
	議案第4号、及び議案第5号、農用地利用集積計画(案)について、一括して説明させていただきます。議案4号・5号については、埼玉県農地中間管理機構に賃貸借権・使用貸借権を設定する計画(案)となっています。こちらは、平成26年4月より、農地中間管理機構が創設され、この事業の目的は、今後の農地活用の効率化や生産性の向上を図るため、農地中間管理機構が農地を一旦、借受け、農地の集積化や規模の拡大化等を行うなど、耕作し易い条件にして、地域の担い手等へ貸し出しをするものです。このように行うことで、今後、安心・安全な貸し借りができ、かつ、農業経営の拡大も図っていこうとするものです。今回は、この事業を利用して、農地中間管理機構が借受け、次の地域の担い手を確保し、農地の貸し出しを行うための利用権設定となります。表の見方といたしまして、左上から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」と続き、「対象農地」の情報となります。埼玉県農地中間管理機構に賃貸借権を設定する計画(案)の合計が表の右下側にございます。新規設定として227件、面積 田476720.15㎡、畑123109㎡、池・沼1953.91㎡、山林651㎡、合計602434.06㎡となっております。埼玉県農地中間管理機構に使用貸借権を設定する計画(案)の合計が表の右下側にございます。新規設定として67件、面積 田165421.46㎡、畑121777㎡、合計287198.46㎡となっております。
	以上で、議案第4号・5号 農地利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。
	議長
	以上で、事務局の説明が終わりました。なお、議案第4号について

	は、先ほど申しあげましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、「委員、推進委員」の退席をお願いします。
	(委員の退席)
	それでは、ただいまの議案第4号の説明に対し、ご質疑ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第4号 農用地利用集積計画(案)については、事務局の説明のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第4号については、事務局の説明のとおり決定し、市長に答申したいと存じます。委員の入室をお願いします。
	(委員の入室)
	続きまして、議案第5号についても、議事参与の制限等に該当するため、「推進委員」の退席をお願いします。
	(委員の退席)
	それでは、ただいまの議案第5号の説明に対し、ご質疑ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	議案第5号 農用地利用集積計画(案)については、事務局の説明のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第5号 農用地利用集積計画(案)については、事務局の説明のとおり決定し、市長に答申したいと存じます。委員の入室をお願いします。
	(委員の入室)
(議案第6号)	続きまして、議案第6号農用地利用集積計画(案) 賃借権設定及び
(議案第7号)	議案第7号農用地利用集積計画(案) 使用貸借権設定については、
	関連があることから一括して、事務局からの説明を求めます。ただし、議案第6号及び議案第7号については、農業委員会等に関する
	法律 第31条第1項の規定による議事参与の制限等に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、議案第6号では、
	「委員」、「委員」、「推進委員」が、議案第7
	号では、「委員」の退席を求めることとなります。
事務局	議案第6号、及び議案第7号、農用地利用集積計画(案)について、
	一括して説明させていただきます。農用地利用集積計画は、農業経

	<p>営基盤強化促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りが安心してできる仕組みです。これは、規模拡大を図ろうとする農家と規模縮小等を考える農家との間に市が入り、利用権の期間などを定め、安心して農地の貸借等を行えるようにするものです。農業経営基盤強化促進法では、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を得て、市長が定めるものとなっており、今回の議案事項となっております。表の見方といたしまして、左から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」「所有者住所」と続き、「対象農地」の情報となります。表の右下の合計は、農家の方同士での農地の賃借権の設定の合計となります。新規及び再設定の人数の合計26名、面積田57352㎡、畑15478㎡、合計72830㎡となっております。農家の方同士で農地の使用貸借権を設定の合計となります。新規及び再設定の人数の合計46名、面積田56107㎡、畑32740㎡、合計88847㎡となっております。以上で、議案第6号及び議案第7号 農用地利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。なお、議案第6号については、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、「委員、委員、推進委員」の退席をお願いします。</p> <p>(委員の退席)</p> <p>それでは、ただいまの議案第6号の説明に対し、ご質疑ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第6号 農用地利用集積計画(案)については、事務局の説明のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第6号 農用地利用集積計画(案)については、事務局の説明のとおり決定し、市長に答申したいと存じます。委員の入室をお願いします。</p> <p>(委員の入室)</p> <p>続きまして、議案第7号についても、議事参与の制限等に該当するため、「委員」の退席をお願いします。</p> <p>(委員の退席)</p> <p>それでは、ただいまの議案第7号の説明に対し、ご質疑ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p>

(議案第8号)	議案第7号 農用地利用集積計画(案)については、事務局の説明
	のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第7号 農用地利用集積計画(案)に
	ついては、事務局の説明のとおり決定し、市長に答申いたしたいと
	存じます。委員の入室をお願いします。
	(委員の入室)
	続きまして、議案第8号 農用地利用配分計画(案)についてを議
	題といたします。当該利用配分計画(案)については、農地中間管
	理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、羽生市長から
意見を求められております。ただし、当案件については、農業委員	
会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案	
件でありますので、審議、採決に際しましては、「飯塚輝雄委員」	
「委員」「推進委員」「推進委員」の退席を求めるこ	
とになります。それでは、事務局の説明をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
議 長	議案第8号、農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたしま
	す。この、農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関す
	る法律第19条により、配分計画を作成する場合は、「市は、農業
	委員会の意見を聞く」ことから、今回の案件となっております。表
	の見方ですが、一番左側から、農地中間管理機構から農地を借受け
	る方として「賃借権の設定等を受ける者」、その右側が借受ける農
	地情報で「賃借権の設定等を受ける土地」、さらに右側が現在の賃
	借権の設定を受けている者として「左の土地について現に農地中間
	管理機構から賃借権の設定等を受けている者」、なお新規で借受け
	る場合は、空欄となっております。一番右側が、農地の貸し借りの詳
	細として「設定する権利」が記載されています。「賃借権の設定等
	を受ける者」については、中間管理機構の公募に対して、応募をさ
	れている方となっております。「賃借権の設定等を受ける土地」につ
	いては、今月の農地利用集積計画(案)で中間管理機構へ利用権の
設定を行っている農地となっております。今後の流れですが、この配	
分計画(案)について、市に意見を報告し、市から中間管理機構へ	
回答されます。その後、埼玉県知事が認可、公告することで農地の	
貸し借りが設定されます。以上で、議案第8号 農用地利用配分計	
画(案)についての説明を終了させていただきます。	
議 長	以上で、事務局の報告、説明が終わりましたので、「委員」
	「委員」「委員」の退席をお願いします。
	(委員の退席)
	それでは、ただいまの報告に対し、ご質疑・ご発言を願います。

	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第8号 農用地利用配分計画(案)について、事務局の報告のとおり、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、農用地利用配分計画(案)については、同意することに決定いたします。
	「委員」「委員」「委員」の入室をお願いします。
	(委員の入室)
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、共同住宅敷1件ございました。
	報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、住宅敷12件、建売住宅敷2件ございました。
	報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定(等促進事業)に係る合意の解約となります。20件ございました。
	報告事項4 生産緑地のあっせんについてでございますが、生産緑地とは、市街化区域内にある農地等で、良好な生活環境に役立つ農地等を、計画的に保全することを目的として、農業の継続が可能と認められるものについてを指定しているものです。羽生市においては、現在21地区、総計4.3haが指定されています。生産緑地に指定されますと、農地として管理することが義務づけられ、建物の建築などの農地以外の利用は出来なくなります。当該地は、生産緑地指定後30年が経過しました。このたび所有者から市に対して、生産緑地の買取り申出があり、市は買い取らないことを決定しました。市は、決定した当該地について、農業に従事することを希望する者がこれを取得できるようにあっせんすることに努めなければならないとされており、生産緑地法の規定に基づき、市から農業委員会へあっせんの協力依頼がありました。市の依頼を受け、ホームページに掲載し、昨年12月から1月30日まであっせんをして参りましたが、買取り希望者はおりませんでした。そしてこの結果を1月31日に羽

	生市まちづくり政策課へ事務局から回答させていただいております
	ことをご報告申し上げます。
	報告事項5 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、
	これは県許可のありました、1月分でございます。右側の備考欄を
	ご覧頂きたいと思いますが、5条が10件ございました。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	① 3月の定例農業委員会について
	② 農地相談会について
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。</p> <p>令和5年 2月 24日</p> <p style="text-align: right;"> 会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____ </p>	